

所 有  
**BULLETIN**  
 DE LA  
**SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON**  
 版 權

明治二十二年十月廿三日發兌

# 大日本監獄協會雜誌

第拾八號

## 大日本監獄協會

### 大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾
調查局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關長
庶務委員	正員	佐野
調查委員	正員	武田英一
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

明治廿二年五月廿八日版權所有  
 明治廿二年九月廿九日印刷  
 明治廿二年九月三十日出版

### 發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野 尙

東京淺草區並木町二十二番地寄留

寺井 宗平

東京牛込區北町十五番地

大日本監獄協會事務所

### 發行所

(逕信省認可)

(東京並木活版所印行)



傑肖之長監女トスクリア敦倫調英

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ實效スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ  
一 監獄事業ヲ獎勵スル事  
二 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事  
三 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事  
四 監獄ニ關スル圖書地ニ著述ニ爲ス事  
五 監獄ニ關スル翻譯書ヲ出版スル事  
六 監獄ニ關スル雜誌ヲ發行スル事  
七 監獄ニ關スル圖書ヲ發行スル事  
八 監獄ニ關スル圖書ヲ發行スル事  
九 監獄ニ關スル圖書ヲ發行スル事  
十 監獄ニ關スル圖書ヲ發行スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ進捗ヲ討論シ研究等ヲ舉行スルヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ贈送ス
- 第六條 本會ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

二 名譽會員  
三 特別會員  
四 正員

- 第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル地方名譽會員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
  - 第八條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
  - 第九條 本會ニ於テ推舉スルモノトス
  - 第十條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ニ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改選ス但シ再選セラルルヲ得
  - 第十一條 總會ハ毎年四月二之ヲ開ク
  - 第十二條 正員ハ毎月會費五十錢ヲ納ム
  - 第十三條 推舉ハ總ヘテ正員之ヲ行フ
- 明治廿一年六月廿四日改正

第拾八號目次

丁數

官報	一
問答	一
○三 件	一
○監獄問答	二
○佛國短期刑監獄ニ關する意見	一四
○米國監獄法	二一
○露國禁獄監改正規則抄録	二七
寄書	三三
○出獄人授業所規則草案	三五
○刑獄官吏ニ必要なる資料	四四
本會記事	五二
○一 件	五二



像肖之歌典歌監ルビントシベ教倫國英



像肖之長監女ントスクリブ教倫國英

一 推戴員  
 七 本會理事  
 六 本會理事ノ通信又ハ寄書  
 五 本會理事ノ通信又ハ寄書  
 四 本會理事ノ通信又ハ寄書  
 三 本會理事ノ通信又ハ寄書  
 二 本會理事ノ通信又ハ寄書  
 一 本會理事ノ通信又ハ寄書

特別調査委員  
 第十條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ナ一  
 ヶ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改選ス但シ  
 再選セラルルヲ得  
 第十一條 總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク  
 第十二條 正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ム  
 第十三條 禮儀ハ總ヘテ正員之ヲ行フ  
 明治廿一年六月廿四日改正

○ 出獄人授業所規則私案……………三五  
 ○ 刑獄官吏ニ必要なる資格……………四四  
 本會記事  
 ○ 一 件……………五二

108

大日本監獄協會雜誌第十八號

明治二十二年十月

官報

自明治二十二年九月一日  
至明治二十二年九月三十日

- 獄務會議 島取縣ニ於テハ去月二十五日第二部監獄課内ニ各監獄典獄及代理者ヲ召集シ獄務上ニ係ル諸件ヲ議了シ同二十八日閉會セリ
- 又 神奈川縣ニ於テハ去ル一日ヨリ各監獄首席看守長ヲ監獄課ニ召集シ事務取扱上數件ヲ議了シ同九日閉會セリ
- 出獄人保護會設立 新潟縣ニ於テハ三好育道外七人發起者ト爲リ縣下有志者ノ贊成ヲ得テ資本金一万五千圓ヲ募リ出獄人保護會ヲ設立センコトヲ出願セシテ去ル十日之ヲ認可セリ

問答

本欄の問ひ及び答は固より私考に係るものなれば其當否を保そるゝと能はざるは勿論尙は不充分の点多かるべきを以て本欄の答に就き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんことを希望す

編者 白

○監獄則問答 (承前)

第六條 新ニ入監スル者アルトキハ典獄先ツ令狀又ハ宣告書ヲ査閲シテ之ヲ領シ其領取證ヲ引致シ來リタル者ニ交付シタル後入監セシムヘシ其文書ナクシテ引致セラレタル者ヲ入監セシムルコトヲ得ス

問 令狀中には召喚状も含有するや

答 然り

問 然らば召喚状に依りても入監せしむる場合ありや

答 召喚状に依り召喚したる者は遅くも出廷の日の中には尋問を終はるものなれば入監する場合あるまとなし依りて此に令狀とあるは實際召喚状を除きたるものに當ると解釋すへし

問 令狀に依りて入監せしむるは如何なる監獄なりや

答 令狀に依りて拘留せる場所は拘留監と留置場のみにして其他の監獄は凡て宣告書に依りて入監せしむるものとす

問 引致者は何人を指すや

答 令狀に依り引致し來る者は逡巡にして宣告書に依り引致するときは警察逡巡なれば逡巡なれども其他は凡て看守押丁とす

問 令狀又は宣告書の如きは本人に於て其身分上大切なるものなれば時々閱覽の必要もあるへしと思はる然るに強て之を官に領置せるは如何なる理由なるや

答 監獄に這入りたる上は片時も缺く可からざるものにあらざる以上は入監の際所持する物を悉く官に取上げ置くふと勿論なれば宣告書の如きも之を取上ぐるものなり且つ本人に所持せしむるときは紛失掃改等の恐れあるを以て官に領置するに如かず但し典獄に於て本人閱覽の必要を認めたるときは一時之を示すふとは妨げなきふと思はる

問 入監とあるは集治監、留置監、地方監獄、拘留監に入るものとみなるや

答 否な留置場、懲治場も監獄の一種なれば本則中に監又は監獄と用ひたる文字中には凡て包含するものとす

第七條 在監ノ婦女其子ヲ乳養セント請フトキハ其齡滿三歲ニ至ル迄之ヲ許ス

問 乳養とは母の乳汁のみにて養ひ其他は給與せざるの義なるや

答 然り

問 母の乳汁不足若くは全く乳汁なきときは如何

答 本條に於て携帶兒を許されたるは其母の乳汁を以て養ふべき小兒にして其母なきときは饑餓の恐れあるが如き者少ならずるに就き止むを得ず携帶の道を開かれたるものなるへきを以て乳汁不足したるとき監獄外に於て養育の道立つへきときは之を出監せしむべきものと思はる又全く乳汁涸渇したる場合の如きは無論監獄外にて養育の道を求むべきものと思はる要するに小兒を監獄内に置くは一日二日たりとも甚だ好まざるよとなれば監獄外に於て養育方叶はす而して母の乳汁にて充分養育し得らるゝ場合のみ監獄内に置くを本條の精神と思考す

問 監獄外に於て養育し難きものにして母の乳汁不足なるときは如何に處置

すへきや

答 一時其母の病氣等の爲め乳汁不足する場合其乳兒は素と監獄に置くを許されたるものなれば相當の食物を官より給さるへきものと思はる又其母の乳汁永久不足するものと認めたるときは監獄外に於て養育取計ふ方至當ならん

問 滿三歳と限りたる理由如何

答 乳兒を監獄に置くは其母の乳養を必要とするより生ずるよとに就き滿三歳以上に至れば乳汁のみにあらずと雖ども養育の道立つへきものと認められたるに因るものならん

問 入監の後監外に在る其子を乳養せんと請ふ者あるときは之を許すや

答 本條の明文上よりすれば許すべきものと思はる然れども其母の乳汁を待たざるも家元相當の者にして乳母等を以て養育し居る者に至りては監獄内に於て乳養せしむるの必要なく且つ乳兒をして罪人と伍せしむには甚だ好ましからざることに就き斯の如き場合には之を監獄内に入れしめざることを希望

第八條 新ニ入監スル者ノ携有スル財貨物件ハ典獄悉ク點檢シテ之ヲ領置スヘシ

問 携有物品中に他人の物品ありたるときは如何するや

答 無論領置すへきものと思はる但し其貸人より返却の請求ありたるときは典獄之を取亂し果して正當なれば返却するも妨げなきことと思はる

問 領置の財貨物件中公債證書若くは株券の類ありたるときは其利子は如何處置すへきや

答 本人又は財産管理人より利子切符等請求あるときは許すへきものと思はる

問 天保銭十錢札の如き引換貨幣あるときは如何

答 右の如き引換期限に引換へされは無用物となるか如きものを領置しありたるときは官に於て引換の手續を爲すへきものと思はる

問 右の場合に本人の承諾を要するや否

答 豫め本人の承諾を得て右の如き處分を爲すへきものと思はる

問 領置の貨幣には利子を附するや

答 利子なし

問 然らば多額の貨幣を携有し空く無利足にて官に預け置か如きは經濟上に於ても得策にあらざるに就き本人より銀行等へ預け入れんよとを願ふときは許可するを得へきや

答 監獄則第二十五條同施行細則第四條等に依れば銀行等に預くるよとは許されざるよとならん

第九條 水火風震等非常ノ變災ニ際シ監獄國內ニ於テ避災ノ手段ナシト考定スルトキハ典獄ハ其狀況ニ依リ在監ノ囚人懲治人及刑事被告人ヲ他所ニ押送シ其災ヲ避ケシムヘシ若シ押送スルノ違ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得解放ニ遣ヒタル者ハ其時ヨリ二十四時以内ニ監署又ハ警察署ニ其旨ヲ申出ツヘシ

問 他所とは他の監獄を指すの義なるや

答 否な災を避くるに適當なる場所即ち警察署憲兵屯所其他戒護に便利なる場所を指す

問 本條は舊監獄則にては房內揭示なりしか新監獄則中特に一條とせられしは如何なる理由なるや

答 本條は天災の場合とは云へ在監人解放のことなれば最も重大のことにして從來房內揭示中に加へられたるは大に其權衡を失したるものにして今般勅令中に加へられたることの至當なるは固より言ふを待たす

問 二十四時間内に申出てさる者は如何に處分するや

答 別に其制裁なきを以て徳義上の制裁のみならん

第十條 滿期ノ者ヲ釋放スルハ其滿期ノ翌日午前十時ヲ過クヘカラス

問 滿期の翌日午前十時までとの規定は長きに過くるか如し如何

答 放免の囚人には典獄親しく將來の事等を問ひ教誨師は充分其の教誨の功

を全ふすべきを勸諭すべきの時なれば罪四待遇上最も大切の時とす依りて十時までの猶豫を與へられたるものと思はる

第十一條 囚人ハ各罪質ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就

キ年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス

一 滿十二歳以上十六歳未滿ノ者

二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者

三 滿二十歳以上ノ者

四 滿十六歳以上二十歳未滿再犯ノ者

五 滿二十歳以上再犯ノ者

問 今日各監獄の状況を見れば其過半に於ては本條を實行する能はずと思考す如何

答 今日のとあるにては全國一時に公布式の施行期限に依り本條を實行するみとは多くは難かるへしと雖とも勅令に於て新く規定されたる以上は遠からず日本全國に於て各罪質に依りて監房を別異せるの美觀を呈せへし

問 罪質の差別法如何

答 罪質に依りて監房を別異するの主意は第二囚人相互に罪惡の傳染するを防ぎ以て監獄の惡事の學校たるを豫防する事第二破廉耻甚しき罪質の者と左まで甚しからざる者又は國事に關係する者等を別異し以て監獄の德義を明にする事等重もある理由なるへきを以て其罪狀に就き斟酌して監房を細別するを要するものなれば強ち刑法の章若くは節に依らず監獄の區別は一種のものど解釋せざるへからず之を詳言すれば刑法の章を以て區分して可なるものなり又は之に反して一節中に於ても別異せざるを得ざるものあらん例へば刑法の第二章國事に關する罪の如きは一章を以て別異するも可なるへきなれとも第三章第三節囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪の如きは一節中に於ても逃走囚人と罪人を藏匿する者の如きは嚴に其房を分たざるを得ざるか如きものならん

問 刑法外の諸罰則違犯者は一罪質と看做して一房に拘禁すへきものなるや如何

答 諸罰則違犯者と雖ども罪惡の傳染を豫防し並に破廉耻甚しき者と然らざる者とを區別するの必要あること勿論なれば宜しく刑法の罪質に準し別異すへきものと思はる

問 數罪俱發者罰金換刑禁錮者違誓罪の者の罪質區分は如何するを可とするや

答 數罪俱發の者は上陳の二つの理由に基き即ち破廉耻甚しきか若くは罪惡の傳染し易き性質の犯罪を以て區分し換刑禁錮者は固と金錢の代りに拘置するものなれば別に區分するの必要なかるへく又違誓罪の如きも破廉耻の輕重を以て區分すること至當なるへしと思はる

問 再犯の者とありて三犯以上の者なし之は如何處分するや

答 再犯の者とある以上は再犯以上の者に就いては規定なきか如くなれども再犯にして既に區分するの必要あれば三犯以上を區分せずして可なるの理由を見出すよ能はざるを以て本條の再犯の二字は重ねて罪を犯したる者と解すへきものと思はる

第十二條 懲治人ハ左ノ年齢ニ從ヒ其監房ヲ別異ス

- 一 滿八歳以上十六歳未滿ノ者
- 二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者
- 三 滿二十歳以上ノ者

問 懲治者の再犯以上の者を區別せざるの理由如何

答 不論罪の懲治者は辨別なくして罪を犯したる幼者若くは瘖啞者なる故年齢を以て身体上の區分を爲すの外に惡事傳播を防ぐの必要なきを以て區分せられざるものならん

第十三條 刑事被告人ハ各罪質ニ從テ其監房ヲ別異シ其中ニ

- 就 少年齡ニ從ヒ左ノ如ク別異ス
- 一 滿十二歳以上十六歳未滿ノ者
- 二 滿十六歳以上二十歳未滿ノ者
- 三 滿二十歳以上ノ者

問 四人には再犯者を區分するの明文あれども刑事被告人には此區分なきは如何

答 刑事被告人の罪質は固より確定のものにあらざるを以て四人と同視すへきにあらざる即ち刑事被告人の罪質の如きは實際の罪狀に就き斟酌區分すへきものならん依りては再犯以上の者と然らざる者とを區分すへきは固より本條の許す所なるのみならず獄務に當る者は特に注意して斯の如き區分を爲すへきものと思はる

第十四條 地方監獄拘留監懲治場ノ一區畫内ニ在ルモノハ墻

壁ヲ以テ之ヲ區畫スヘシ

問 區畫は板塼を以て爲すも差支なきものなるや

答 墻壁とは普通の意義を以てするも塗塼又は煉化塼の意味にして板塼若くは欄の如きは無論墻壁と稱する限りにあらざるへし

第十五條 凡ソ監獄ハ男監女監ノ別ヲ嚴隔スヘシ

問 本條に男監女監とあり監の字を特に用ひられたるを見れば獨立の一監と

爲し得へきものなるや  
 答 地方監獄其他の監獄中の男監女監を指したるものなれば一監獄内の區畫を嚴にするの主意なるへし但し内務大臣の許可を得れば別地に設くるを得るふと勿論なり  
 (未完)

綴 譯

○佛國短期刑監獄に關し鄙見を「ル、タン」新聞

社長貫下に呈す  
千八百八十九年四月刊  
 (行のルタンより譯出す)

佛國 シー、ルヴェーユ氏述  
 正員 野村泰亨 譯 東京

方今我が佛國元老院に於て短期刑監獄の構成改良に關する法案を討究するや或は匆卒に過ぎ深く意を用ひざるか如き者あり  
 分房獄は一千八百七十五年の法律に依り夫の従前政府の管轄に歸して而して一千八百十一年の勅令發布後州の所有に屬したる財産の部類中に組入れられたり

是れ人の皆知る所なり

曩きに一世那破崙帝は贈典と稱して州に監獄を引渡し政府をして大に利する所あらしめたるは是れ一目瞭然たるの事實なりとす蓋し政府は此の如くにして始て費用多き厄介物より免るゝを得たり夫れ監獄なる者は之か借家人たる囚徒に於て勿論其家賃を拂ふ可き者に非らず故に政府に於て之を所有するも所得無きのみならず又甚た費用多きに苦む然れとも州の參事會は該州の利害に關して正當の防禦人なるか故に前記一千八百十一年の勅令を以て監獄を引渡されたりと雖も協同一致して之を分房獄に變更するふとを拒めり故に國國には監獄の數四百の多さに及ふと雖も一千八百七十五年以降僅々其二十を改造したるに過ぎす

或る論者は一千八百七十五年の法律に準據せる分房獄制を可とし即ち之を一年以内の處刑に適用するを賛成す此監獄改良賛成者の如きは予の見所を以てすれは其論旨毫も理義に戻る所あるを看す彼の徒は乃ち各州に於て一千八百七十五年の法律を執行するの甚た緩慢なるを憂ひ又我が佛國の刑法を修正し又合房

獄の舊制を變更するの一日も忽せにす可からざらん事を欲す是れ予の熟知する所に於て又尤も賛成する所なり予は固より新罪囚を獄に下すに當り痛く合房に入獄せしむるを難する者なり何となれば此合房獄は囚徒の爲めに再犯を練習せしむる所の豫備校たるに外ならざればなり

予は唯々元老院の監獄改良委員と其秀逸なる説明委員ペランヂエー氏と意見相同きのみならず又兼ねて内務大臣閣下を賛成する者にして一刻も早く虚妄の學理を棄て、實地を旨とし一千八百七十五年の法律を斷行せしむるに踟躕せざる者なり

吾か目的とする所に於ては吾か意見善く政府に合ひ又毫も元老院の委員と異なる事無しと雖も其目的に達せんか爲め政府及委員に於て採用せんとする所の手段に至りては之に同意するを得ざる者あり

請ふ左に方今元老院に呈供する所の議案を掲論せん

内務大臣閣下は監獄費の出所を變換せんとするの腹案を抱持し初めは特例として希れに之を履行し卒には普通法に基づくの常法と爲さんとす而して其法正義

に基づくや否や以下之を論せん

政府は短期刑監獄は衛生及び徳風上其管理行き届かざる所ありと爲し漸く之を不可とす於是乎久からずして各州をして一千八百七十五年の法律に掲載する分房獄の雛形に準據し監獄新設の責を負はしめんとす此方法に由れば爾來分房獄建設の費額は各州の當然負擔すべき者と爲すべし然るときは各州は無論又現今の監獄を以て再び政府の有に歸せん事を請ひ以て其負擔を免るゝや必然たらん然れとも内務省は固と諸州の後見人たるか故に其受後見人たる諸州に於て一千八百十一年の著名なる勅令に準據して一旦負擔したるの責任は之に易ゆべき者無くして免るゝを許さず於是其法案に明記して云く各州は政府に償金を納るゝに非れば地方監獄の所有權を再び政府に返付する事を得ざるべしと右償金は可成參事會と政府との熟議に依り否らされば參事院の獨斷を以て之を確定す可しと

是の故に内務省の法案は其結構唯々其た簡短なるのみならず又果敢にして而も靜穩を旨とす茲に政府より州に告ぐるの文に擬せんに云く予は一千八百十一年

を以て汝に地方監獄を譲り渡し而して爲めに一の報謝を請求したる事無し予は今日に至り一旦譲り渡せし監獄を取戻す事を承引す而して復た之か爲めに一の報謝を要求せざるものと前日と異なるものなし然れども予は汝の爲に此費用多き所有物の負擔を輕ふし汝の爲めには功勞多き故に汝に報ゆるに手數料を以てせんものと獨り切望する所なり我か參事院は力めて此手數料を高額に定めんと是れ亦憫願する所なり而して予と汝とは此事に就て共に不滿無からんことを祈る夫れ分房に改訂するは刑法家の素志にして其之を希望するや、年此に尙し予は則ち將に之を實行せんとなす參事會議員諸君願くは其出費を支辨せられんことを予は汝と俱に名譽を分取するを得ん予は又政府の名義を以て此費用を分擔する甚た少からんことを請ふと今政府の言辭に擬する所亦妙なりと謂ふへし以上の方法は既に内務省と元老院中委員の賛成する所なりと雖も予(本案の起草者)は之に同意するを得ざるを恨む蓋し予は此法案の正義に基つく所以を信する能はされはなり

一千八百十一年の勅令は那被崙一世帝の財政に關して一便法を施したるに外な

らす帝は郡たり州たるを問はず之か負擔を加重して以て偏に政府の支出を輕減せんものと切望したればなり方今政府より呈供する所の法案に元老院に於て委員之に捺印し以て従前の勅令を確定し又之を擴張したるに過ぎず

予は望む正義の心を抱持する所の國會議院は政府に於て其被後見者たる州の權力微弱なるに乗じ之を虐待するを許容せざらんことを予は又望む尤も今日に急なる監獄改良を行はんと欲する政府は公利民福を計るに係る監獄改良の方策に就き州の囊中を探りて之より賦金を引出さんことを求めす而も自ら進んで其負擔に當らんことを

是れ英吉利、白耳義、アルサース、ロレーヌに於て實施する所なりピスマルツ侯の果敢にして此改良を行ふに遲疑せざるや吾か徒の遠く及ぶ所に非らず彼れ既に重任を政府に負はしむるの英斷を致せり候も亦果敢なる哉抑も參事會の背上に重荷を負はしめ置くは内務省に取りては餘り便利過ぎたるの事には非ざる歟内務省に於て短期刑監獄の改良を實行せんとするの大望を抱く以上は其出費は自ら之を支出せざるべからず

論者或は余を難して言はん若し果して政府をして一千八百七十五年の法律を行するに自ら其出費を負担し合房獄を改造して分房獄と爲すの重荷を負はしめんか甚弊や政府をして財政上困難を來さしむるの恐れ無き能はずと予は之に答ふるに以下二項を以てせんとす

一 夫れ州は前記監獄改良費を免除せらるゝの代りとして道路開通修繕等偏に其地方の利害に關する所定の費用を負担すへし蓋し參事會に於て其州民の行通物産の運搬を發達開暢せんか爲めに其出費を支辨する時は一千八百七十五年以降舊監獄改良費を出したるの時に比すれば更に好意を以てするならん

二 現行刑法中監獄の効力は或は強大なるに失するの弊あり而して方今呈出せる刑法改正案は此弊を矯正するの好結果を生ずるに至るべきなり

エミール、ラビツヒユ及ヒレノエルの二氏は第一次會と第二次會とに於て政府及び委員より元老院に呈出せる無謀の建議を痛く駁撃せり而して元老院は幸に此建議案を一經として該委員に返附し再審議に附せしむ予も亦曾て本紙の餘白を

借りて右の議案を論議したるまゝあり

凡そ分房獄を切望する所の刑法家は第一佛國に於ては長期刑にも亦均く之を適用し次に國會に於ては各州に命じて地方監獄改造の費用を負担せしむるまゝと稍々欠席裁判を宣告するか如く其意見を問はずして擅に此負擔を課せんまゝとを請求せり前後二説は予并に之を可とするを得ず意ふに右第一説は危害の醸生す可く第二説は正義に戻る者あり宜く折衷して其中正を執るへし聊か鄙見を述べて貴下の清聽を煩はす餘白わらは新紙に掲載せられんまゝと予の切望に勝へざる所なり

○米國監獄法(第十七號の續き)

佛國 フエルナン、デポルト氏述  
正員 武田英一 譯 東京

罪惡なるものは何に由て發するや社會の組織法律其宜しきを失するを以ての故にあらすや然らば則ち社會第一の義務は其組織法律を改良して以て罪惡を豫防

するに在るや、論を待たず、故に外國人の移住は合衆國特有の疾病なり、今之を制限し之を禁止して以て其病根を絶たざる可からず、小學の教育は自由なり、今之を強制して以て父母の義務を爲さざる可からず、父母に委棄せられ或は罪を犯したる兒童は「ウ・オーク・ハウス」(作業場)に収置するを常とす、然れども斯くの如きは常に兒童をして早く應敗の惡習に感染せしむるのみならず、其費用亦た感化院の上に出づるものあり、今此兒童を養育する方法を改めざる可からず、且つ此兒童は公衆の救恤に由て生活するものなり、今其父母の資力に應じて兒童の養育費を徴する英國の法の如くせざる可からず、英國の法律は父母をして嚴に其義務を負はしめ、復た曩日の如く怠慢有罪なる父母に對して賞金を惠與するか如きふとあらざるなり、亦貧者は宜しく爲めに身を寄すべきの家屋を建設すべし、「ア・レ・コー・ル」は宜しく「ミナガン」州の例に倣ひ、嚴法を設けて其販賣を禁すべし、盜賊の寓主、贓物の受託主、質取主、賭博場主人の類は、皆な犯罪に因て利益を得るものなり、犯罪に因て生活するものなり、稱して犯罪の資本家と爲すも亦た誣言にあらず、此くの如きの輩は宜しく之に嚴罰を加ふべきなり、

類を推し比を考へて以て豫防の手段を尽くすも、竟に罪惡の發生を制遏すること能はざるときは、則ち適宜の看護法を施して此罪惡を治療する所以を計らざる可からず、是を社會第二の義務と爲す、  
看護法は當さに如何なるべきか、「マン・シナナー」の會議は具さに其原則其適用其職員、其期限を議定せり、今左に之を示すべし、  
曰く、罪人は病人なり、故に監獄の罪人に於ける、病院の病人に於けるか如くならざる可からず、罪人を毀傷すること勿れ、宜しく其壞敗したる精神を改新すべし、是を以て監獄は復た監獄にあらず、監獄の性質を變じ、監獄の景容を去り、更に進んで監獄の名稱を廢し、規律嚴正、作業整頓の安全院と爲るを要するものなり、「ミナガン」監獄の教誨師「フート」氏曰く、天既に「カル・ウ・ル」を以て「マ・ナイ」に代る、吾人安んぞ慈愛を以て威懼に代へざるべけんやと、

譯者曰く「カル・ウ・ル」=「シナイ」昔な山の名、而して「カル・ウ・ル」は耶蘇衆生を救はんか爲め十字架に上るの處あり、故に之を慈愛に喩ふ、「シナイ」は摩西の上帝より十戒を授けられし處なり、當時人民上帝の怒りに觸れ、大に戰慄せしむと

あり、故に之を威懼に諭ふ、事は舊約全書第二卷出埃及記に詳かなり、故に此安全院に於て受くべき看護は、名は刑と曰ふと雖も、實は道德上の看護にして痛苦を加へず、汚辱を用ひず、却つて犯罪者を扶起して、以て人たるの品位を復せしむべし、蓋し犯罪者は罪に因て其品位を失ふ者なり、故に今刑に因て之を求めしむ刑の目的は罪人の心を改良するに外ならず、其耻辱を増加せんとする者にはあらざるなり、是を以て身体上の處罰は悉く之を廢すべし、暗室の如きも亦た獄則違犯の最も甚しき者ありて後ち始めて之を用ふべきのみ、

道德看護の大本は宗教に在り、曰く彼れ兇暴にして監獄に入る者は皆な是の教を蔑視するの致す所なり、故に其乱を好むの心を制御する者は、獨り宗教の力あるのみと、夫れ心意なるものは有形上の拘束を受けざるものなり、故に心意にして感動する所なくんば、所謂懲誌なるものも亦た用ふる所なきのみ然りと雖も、其道德を説くは、力めて、汎博の原則に遵ふべし、プロテスタント、耶蘇新教、カトリック、耶蘇舊教又天主教猶太の諸宗教に通ずべし、一派、定斷の議論を用ふべからず、夫れ國家は宗教の派門を擇ぶの權を有せざるものなり、故に其教ふる所は普く諸宗教に通じて

戻るまどなきを要すべし、凡そ宗教は其名の如何を問はず、皆な人をして善道に就かしむるものなりとす、

宗教に次くを教育と爲す、蓋し其智識を啓發するは人の心意に貫徹するの最良手段なり、故に教育は犯罪者の心を和らけ、其れをして自重の念を起し、其思想を高く、危險鄙陋の遊戯を棄て、高尚優美の娛樂に就かしむる所以なり、是を以て或は讀書を勧め、或は講義を聽かしめ、力めて其教育を獎勵せざるべからず、ワインス氏曰く、願くは更に一步を進めて、監獄中に新聞紙を配布せんまどを、夫れ新聞紙は常に有益なる消閑の具なるのみならず、吾人をして人間百般の事情を詳かにし、時に後れ世に背くまど無からしむる所以なりと、故に米國に於ては、新聞紙を以て人世必要缺く可からざる者と爲し、囚人に新聞紙の閲覽を許さるは殘忍の所爲なりと曰ふに至れり、メンシルワニ州のチャッドラー氏曰く、囚人をして世間の事情を知らしむるは最も緊要なる一事とす、之を知らしめざる時は、囚人の監獄を出づる者皆なロビンソンの島地より出づるか如き想ひあらんと、且つ須らく記すべし、監獄に於て罪人を看護するの要は、有益にして自由なる國民を作るに在り、唯々命之

れ従ふの囚人を作るに在らざることを、  
 次を作業と爲す作業は常に感化の手段たるのみならず感化の目的も亦た之に外  
 ならざるなり彼の有名なるカワード氏言へることあり曰く人をして勤勉ならし  
 むるは即ち善人を作るなりと蓋しピッチャー氏の説に據るに犯罪者百人中八  
 十人は作業に習はざる者なり其罪に陥るは懶惰にして爲す所なきと職業を知ら  
 ざるの二者に至するなり故に之に教ふるに誠實勤勉特に放免後生活に足るへ  
 き職業を以てするは即ち犯罪者を救ふの道なり職業を勤むる此くの如きも豈に  
 監獄を變して製造所と爲し以て國家収入の一源に充てんと欲するものならんや  
 唯と監獄の費用は囚人の作業を以て之を補償し囚人をして自ら衣食するに足る  
 の念あらしむるを求むるのみ蓋し囚人にして自ら衣食するに足るの念を有する  
 ときは自重の心を増し勉強の力を加へ監獄を出つるに及んで再び罪を犯すの禍  
 を減すへきなり何となれば彼れ能く誠實の作業を以て生計を營み易きを覺ると  
 きは復た不良の手段を用ふるの要を見ざるへし今之を實例に徴するに「マッサチ  
 セツ州の監獄に於ては囚人の工賃常に其衣食費を償ふのみならず更に年々十二

万五千法の利益を國庫に納るゝものなり故に此州に於ては再犯者の數幾んど希  
 なり蓋し「マッサチセツ州の囚人と曰ふときは世人皆な其善良誠實の職工たるの  
 名聲を知るか故に放免囚は容易に作業に就き各々其生計を得るを以てなり

(未完)

○ 露國禁獄監改正規則抄録

千八百八十七年六月十五日發布の法令

右は露國監獄總監ガルキース、ヅワラスコイ氏の報告に係るものを  
 万國監獄會議録より抄譯す

正員 佐野 尚口譯

正員 吉木竹次郎速記

- 第一條 禁獄監の行政官吏及び看守は内務大臣に隸屬して監獄總監之を管理す  
 第二條 内務大臣は第一條に記載する行政官吏及び看守の總裁たり各縣の知事  
 は司獄官の長たるへし  
 第三條 禁獄監行政官は左の如く構成す



第十三條 典獄、副典獄及び女囚部監督にして囚徒暴行の爲め負傷し或は之か爲めに不治症と爲り其勤務に堪へざるに至りし者は看守及び女監取締の如く退隠料を受くるの權利を有すべし又勤務中の負傷の爲めに死亡し或は殺害されたる者の親族は其勤務年間に計算するなくして退隠料と等しき補助金を受くるの權利を有すべし

第十四條 第十三條に掲ぐる所の退隠料及び補助金に關する手續は内務大臣豫め大藏大臣と協議し之を内務省主務局より支出せしむ其金額は被害者の俸給を精算し且つ親族の狀態及び勤務の形狀とを比較して定むべし

第十五條 看守の名譽を表する爲め他の官吏と等しく精勤の者に勳章を附與するものとあるべし

第十六條 禁獄監の行政官及び看守の勤務に關する細則は内務大臣の訓令を以て之を定むべし

第十七條 禁獄監の行政官及び看守の俸給を定むる左の如し

典獄の部

人員

俸給

食料

副典獄の部

人員

俸給

食料

ル一、ル二、ル三、ル四、ル五、ル六、ル七、ル八、ル九、ル十、ル十一、ル十二、ル十三、ル十四、ル十五、ル十六、ル十七、ル十八、ル十九、ル二十、ル二十一、ル二十二、ル二十三、ル二十四、ル二十五、ル二十六、ル二十七、ル二十八、ル二十九、ル三十、ル三十一、ル三十二、ル三十三、ル三十四、ル三十五、ル三十六、ル三十七、ル三十八、ル三十九、ル四十、ル四十一、ル四十二、ル四十三、ル四十四、ル四十五、ル四十六、ル四十七、ル四十八、ル四十九、ル五十、ル五十一、ル五十二、ル五十三、ル五十四、ル五十五、ル五十六、ル五十七、ル五十八、ル五十九、ル六十、ル六十一、ル六十二、ル六十三、ル六十四、ル六十五、ル六十六、ル六十七、ル六十八、ル六十九、ル七十、ル七十一、ル七十二、ル七十三、ル七十四、ル七十五、ル七十六、ル七十七、ル七十八、ル七十九、ル八十、ル八十一、ル八十二、ル八十三、ル八十四、ル八十五、ル八十六、ル八十七、ル八十八、ル八十九、ル九十、ル九十一、ル九十二、ル九十三、ル九十四、ル九十五、ル九十六、ル九十七、ル九十八、ル九十九、ル百

一等給	三	七五〇	七五〇
二等給	八	六〇〇	六〇〇
三等給	三三	五〇〇	五〇〇
四等給	一一四	四〇〇	四〇〇
五等給	四五九	三〇〇	三〇〇
六等給	三八	二〇〇	二〇〇
副典獄の部			
人員			
一等給	六	四〇〇	六
二等給	一一二	三五〇	一一二
三等給	一〇二	三〇〇	一〇〇
四等給	四〇	二五〇	四〇
五等給	九〇	二〇〇	九〇

看守長の俸給

二〇三、一八〇

人數不定

看守の俸給

一、三八三、四八〇

同

事務費及び藥費等

一五七、六一〇

第十八條 監獄官舎に居住せしむる所の典獄及び副典獄は官宅料として首府及び縣廳所在地に於ては一年五百五十ルーブルを受くへし又市に於ては一年百ルーブルを受くるものとす僧侶獄醫看守及び女監取締は官宅料を受くるの權を有せず

第十九條 内務大臣は第十七條に定むる所の金額に超過せざるを標準として看守長及び看守の人員を規定すへし

第二十條 諸看守は俸給の外に被服を給與さるゝものとす但し足袋タビは此限にあらず

第二十一條 監獄總監は諸看守に給與すへき俸給の殘額を以て精勤の者の賞與及び補助金とし給與するを得

○露國在監人衣服規則

第一條 警察留置場に在る所の囚徒は其衣服を自辨する者どす

第二條 左の諸監獄の者には獄衣を給與する者とす

一項 徒刑囚或は懲治囚

二項 贖罪の後都府或は縣の留置場より「ベリー」に「流刑する囚徒

三項 禁獄囚及び刑法第三百五十條より第一千三百十九條に至る各條に該當する禁錮囚及び刑法第三十條の第一項第二項に該當する懲治監の囚徒

四項 無籍囚

他の諸監獄の囚徒は被服自辨とし其不足を生ずるにあらざれば政府より給與さるゝを得ず

驛送囚も亦た同し

又自辨の服にして脱監に便なるの憂あるときは政府より獄衣を給するものとす

第三條 諸囚徒は寢具を受くへし刑事被告人及び特別の無籍囚は寢具を自辨するものとす

第四條 諸監獄に於ては被服及び鞋具の完全したるものを備ふへし但し此諸具は三ヶ年中の一ヶ月囚徒平均數に依つて之か計算を爲すへし

第五條 右諸物品の期限は特別簿中に記入するものとす

第六條 囚人使用の物品にして新調を要する諸器具及び在來の儘使用し得べき物品とも毎年之か調査を爲すへし

第七條 監獄の使用用品は凡て入札請負法を以て請負ものとす

第八條 諸物品は凡て囚徒に之を製造せしむ

第九條 諸物品の破損せしものは監獄に於て之か修繕を爲す

第十條 典獄は諸物品の破損せざる様注意すへきものとす又此注意と等しく總ての監督にも亦た注意を怠るへからざるものとす

第十一條 監獄保護會社の監督に従ふ所の典獄は凡ての物品を正しく取扱ふや否やを監督し其諸物品を配分する前に破損しあるや否やを檢査し以て之を確かめざるへからず

第十二條 諸物品の形容及び損所量價等皆監督官及び大藏省の官吏と立合の上

之を規定するものとす

第十三條 監獄總監は各縣の氣候に従ひ夏冬の衣服を定む之れと等しく其地方に用ふる所の諸物品を許可するものとす但し規則に定むる所の物品の高並に價を超過せざるを要す

寄 書

○出獄人授業所規則私案 (前號の續き)

正員 久野 三 吾 東

第八章 工錢 附貯蓄法

第五十三條 内業外業とも各種の工錢は本所費用役付器或は物 其他の諸費の幾部分を償ふ爲に

其の地普通の傭工錢より幾割を減し就業人の技能に應じ一日若干錢又は一個若干錢と定む可し

第五十四條 就業人の工錢は其の内より衣食費を償ひ餘分を本人の所有とせ

第五十五條 所有工錢の四分の三は本所に預置し之を本人の貯蓄金とし將來生

業の資金と爲さしむ其の一分は本人に渡す若し科程分の工錢を得たる者あるときは總て之を渡すものとす

第五十六條 就業人は渡されたる工錢を以て物品を購ふを得ると雖も酒類は之を禁す

第五十七條 第三十六條に依り他に借家したる者の工錢は四分の一を貯蓄金となさしめ其の餘を渡すへし

第五十八條 工錢及び貯蓄金に關する計算は一ヶ月に兩回<sup>上下半</sup>月分<sup>宛</sup>之を本人に知らしむ可し

本人に渡すへき工錢は工錢及び貯蓄金計算報告の日之を渡すものとす

第九章 衣服食物

第五十九條 就業人に附與する衣類雜具は左の如し  
通常服 但普通和服色精適宜

一 木綿單長衣

一 同 袷長衣

一 同 綿入長衣

一 同 襦袢

一 同 帶  
就業服 但窄袖色精適宜

一 木綿單短衣

一 同 袷短衣

一 同 綿入短衣

一 同 襦袢

一 同 單股引

一 同 袷股引

但女服は總て長衣とす

雜具

一 木綿夜具

一 藁蒲團

- 一 蚊蠅
- 一 枕
- 以上四品は貸與す

一 揮

一 手巾

一 足袋

一 履物

一 簍

一 笠

第六十條 就業人の常食は左の如し

朝飯

一 飯

一 味噌汁

一 香の物

午飯

一 飯

一 香の物

晚飯

一 飯

一 糞染物又は吸物の中一種

一 香の物

但一週間に一回肉又は肉汁を給す

第六十一條 就業人の衣服食物は其の工錢の内より償ふべきものなるも若し償ふ能はざる時は本所の資金を以て之を支辨するふを得

第十章 器械 附書籍

第六十二條 内業に用ふる諸般の器械は毎日就業の時之を授く退場の際返還し點檢を受く可し

外業の爲に要する器械は所長の許可したるものに限り之を携帯するを得

第六十三條 作業に用ひざる器械又は書籍を借用せんと請ふ者あるときは所長之を許す可し

但借用品は他の就業人に轉貸し又は本所外に出すを禁す

第六十四條 本所の器械書籍等を毀損若しくは紛失したるときは相當の價を賠償せしむ

第十一章 疾病 附死亡

第六十五條 就業人疾病に罹れば病狀の輕重を料り其の居房若しくは病室に於て醫療せしむ若し傳染病なるときは一般傳染病取扱規則に依る

第六十六條 病者の起臥飯食衣服は總て醫師の指示に従ふ

第六十七條 就業人死亡したるとき遺骸を渡すへき者なきときは之を假葬す

第十二章 書信 接見

第六十八條 就業人は自由に書信を受授することを得ると雖も發信に係る郵税は渡したる工錢を以て拂ふ可きものとす

但渡すへき工錢を有せざる者に於て發せざるを得ざる書信あるときは此限

にあらす

第六十九條 就業人に接見せんと請ふ者あれば作業に妨げなき時限に於て之を許す可し

第十三條 贈遺

第七十條 書籍器械衣服食物等を以て本所若しくは就業人に贈與せんと請ふ者あれば若侈に屬し又は規則に背くものを除くの外總て之を許す

但就業人に贈與したる物品にして日常入用に非ざるものは第三十二條の例に依る可し

第七十一條 金錢を本所若しくは就業人に贈與せんと請ふ者あれば之を許す

但就業人に贈與したる金錢は之を本人に知らしめ其の貯蓄金と爲す

七十二條 何物に由らす義捐したる者あるときは其の物品氏名等を詳記し二週間本所の門前に掲示す可し

七十三條 義捐者の氏名物品等は一ヶ月一回所長より〇〇〇〇に具申すへし

第十四章 教誨

第七十四條 教誨は休業日に於て其の講席を開くものとす  
 第七十五條 就業人の中讀書計算を爲し得る者あるときは之を撰ひ毎宵其の同房者を教えしむ可し

第七十六條 各居房内に左の諸款を掲示すへし

- 一 規則を遵奉するは勿論諸役員の教令を謹守す可し
  - 一 平素互に和順懇切を旨とす可し
  - 一 毎朝房内を清潔に掃除す可し
  - 一 夜間は鎮靜を旨とす可し
  - 一 燈火は深く注意し必ず危険の場所に置く可からず
  - 一 飲酒及び賭博類似の遊戯を禁す
  - 一 金銭物品を以て互に受與貸借するを禁す
  - 一 同房中發病者あれば直ちに役員に通報す可し
- 第七十七條 各工場に左の諸款を掲示す可し
- 一 工場に在ては互勉勵を競ひ決して怠慢の舉動ある可からず

- 一 授業手の指揮に違背す可からず
- 一 業の始終に於て敬禮を行ふへし
- 一 就業の時間に後れ又は授業手の許可なくして濫りに其の場を離る可からず
- 一 工場常備の器械を濫用す可からず

第十五章 賞譽懲戒

第七十八條 品行端正作業精勵特に著き者あるときは左の賞を行ふ

- 一 等賞 感狀
- 二 等賞 賞狀
- 三 等賞 賞詞

第七十九條 就業人若し水火災を防禦し其の他稱すへき所爲あるときは金五十

錢以下を賞與す

但賞金は本人に附與す

第八十條 規則を犯し又は教令に違ふ者は其の輕重を量り左の懲戒を行ふ

懲責

加業 無工錢を以て科程外に作業を爲さしむ但日數十日を超越可からず  
 第八十一條 加業の懲戒を受けたる者は其の期日間外業に就くよを得ず  
 第八十二條 感狀賞状を有する者懲戒を受けたるときは之を褫奪す

但以後改悛の効著きときは再び之を與ふるを得

第八十三條 賞懲を受けたる者の氏名は三日間本所内適宜の場所に揭示す可し

(完)

○ 司獄官吏に必要な資格

正員 山内節 雄 岩手

法慮く行はれず人に依て行はる法は死物のみ執法者其の人ありて始めて其の活用を爲すに過ぎず故に金科玉條ありと雖も執法者其の人を得されは如何そ金玉の價値あらんや之に反して瑕法律律なりと雖も適當なる執法者を得るときは能く其の瑕瑾を補修し得るを以て寧ろ前者に勝るの効益あるへし  
 今や監獄改良の時機に際せり宜く其の法を改良すへきは勿論なれども同時に司獄官吏養成の必要なるや又明なり頃日仄に司獄官吏練習所の設置あらんとする

を聞く其の眞偽は設置の曉に至らされは確知し難しと雖も余は之を信す法慮く行はれず人に依て行はるの數言によりて其の必ず設置せらるへきを豫め信せん  
 と欲するなり故に余が經驗若くは學理上より獲得したる感想によりて司獄官吏に必要な資格に論及し以て豫め獄專家の參考に供し其の教示を仰く所あらんと欲す

抑一事一業に従事するものの各其の適應なる資格を要するは論を待たざる所に  
 して商家には商家に適應なる資格を要し農業には農業に適應なる資格を要す國  
 家各部の官吏に於けるも亦然り裁判官に警察官に軍人に若くは會計收税に従事  
 する官吏に至る迄各其の職務上必要の資格を要せざるはなきなり而して此の必  
 要は社會の改良進歩するに従て益々其の度を増加するものにして又勢の免れ得  
 ざる所とす官吏登庸試験の設ある蓋し之か爲ならんか然れども所謂登庸試験な  
 るものは學力技能等唯其の表面に粧飾したる部分を試験し得るのみにて即器械  
 的の試験に過ぎされは未だ以て其の内部に包藏せる心術の如何に至ては毫も之  
 を試験し得ざるあり職務に因りて或は學力技能を主要とするあり或は心術の如

何を主要とするあり各其の撥を一にせず司獄官吏の如きは果して何れを主要とすへきや學力技能を主要とせんか司獄官吏は學者に非ず又技術家に非ず何そ専ら學力技能を是れ要せん然らば則其の主要とすへきものは心術の如何に非ずして何そや乞ふ試に之を説かん夫れ監獄は終局の家庭なり學校なり司獄官吏は慈母たり嚴父たり若くは教師なり正面に罪囚の行爲を判するに止まらず裏面には之か飄善の術を講せざる可からず教育は幸福の母懲感化は豈不幸を救済するの救世主にあらずして何そや人を治むる固より難し而して自ら治むる又易からず已れ自ら先つ治まらずして人を治めんと欲するも惡を得へけんや良木を治むるに動もすれば其の曲らんとするを恐る況や其の已に曲りたるものを矯正するに於いてをや石と相觸るれば火を發せ兇惡の徒と兇惡の徒と相交はる何を以て其の不良を防制せんとするや第二の天性なる習慣は能く第一の天性を制するに足る之を回復するには如何なる方術あるか説き來たれば監獄てふ問題も亦甚た易易の業に非ざるを知るへし

之に依りて之を考ふるに司獄官吏の資格は學力技術の如き器械的原素を主要

とせそ専ら内部の關係に属せる心術的原素を主要とするや疑ふへからず而して其の心術的原素を組成するには左の要素を完備せざるへがらすと思考す

## 一品行

## 二徳義

## 三法律

## 四宗教

品行の大切なる固より論を待たず蓋し品行は人生の秩序なり秩序井然たり始めて信用を保受するを得可し司獄官吏の一舉一動は皆罪囚の標的とならざるはなし之を懲感し之を感化するに當り身自ら其の師表となり以て彼が心術を制するに非ずんば如何そ頑放悍惡なる罪囚の改過遷善を勸誘するを得んや或は云はん司獄官吏は威嚴を以て第一とすへし故に看守長看守は帶劍するにあらすやと是れ皮想のみに過ぎず威嚴の必要なる固より多辨を要せずして明なり然れども所謂威嚴なるものは何を以て是れを保持するを得るや木刀銀を塗り偶人をして之を佩せしむ人誰か之を懼れん善しや莫耶の名劍を以て身体長大にして臂力強猛

なる一武人に佩せしむ人皆之を怖ると雖其の之を怖るるは何の効益かある唯に人を威服するに止まりて其の心を威服せしむるにあらざるを以て一度彼の武人の去るときは誰か亦服従する者あらん故に眞の威嚴を保持せんとするには外装にのみ依頼するも決して之を得へきに非す必ず先づ其の品行を端正にし其れをして劍よりも輝き武人の膂力よりも強からしむへし劍と力は護身の具のみ止むを得ずして人を害す品行を磨きて而して後に佩劍光りを發し品行を修めて而して後に膂力強きを得るに至るを要するなり

社會に徳義なくんは如何ん社會は禽獸社會とならんのみ實に徳義は云ふへからざるの深味を有し筭すへからざるの價値を有せり遇囚の道は一ならずと雖要するに其の惡念を斷滅して善良に改化するに在り而して其の惡念を斷滅するには其の心を感動せしめすんは能はず規律の嚴肅なる固より其の行爲を制するに足り懲戒の苦難なる固より其の心意を痛嘆せしむるに足ると雖未だ以て真心感動せしむる能はず未だ以て惡念を斷滅せしむる能はず然らば則規律と懲戒とは未だ頼んで以て遇囚の道に於て唯一の良法と爲すことを得へからざるや明なり只

夫れ徳義なるもの存するありて規律の裏面に在て能く其の行爲を制し懲戒の間隙に乗して能く其の心意を痛嘆せしむ徳義の制裁や烈火の如くならずして却て烈火よりも強盛なる勢力を有せり若し夫れ罪囚を所遇するに徳義を顧みず一意唯規律に是れ偏從し懲戒責罰是れ專行せば一時或は服従せしめ從順の狀を呈する如しと雖其の服従は眞の服従にあらずして一時の屈從に過ぎされは改過遷善の途に於て何の効益か是れあらん却りて其の惡念を買ひ若くは其の侮慢を招き教惰の情を長せしめ遂には命令行はれず雖然罪囚の蔑視する所となり司獄官吏の職務を全ふする能はざるに至るや知るべきなり故に司獄官吏は平素品行を端正にするは勿論徳義を重くし以て規律の外に於て職務の完美を求めざるへからず司獄官吏は諸般の法律を悉く知了すへきの必要なしと雖宜しく其の本尊とすへき監獄法を研究せへきは論を待たず其の測原法たる刑法若くは其の關係法たる治罪法の如きも宜しく知了せざるへからざるなり而して之を知了するには唯に其の正條明文にのみ偏依すへからず須らく其の精神の存する所を探究し法律の本旨と監獄の施政と相背馳するか如きえとなく之を活用して愆たす之を利用

して障害を起さず法律其の者をして善良の結果を収めしむるよとを務めざるべからず若し夫れ監獄法を誤解する者あらん歟懲戒に教誨に賞罰に適當の程度を失し當に其の効益なきのみならず却りて種種の弊害を惹起するよとあるべし例へば教誨に偏せんか所遇の寛和に徃れ監獄を以て學校視し毫も苦痛を感ずるよとなく獄に入るを以て恰も家に歸するか如き想を爲さしむ賞譽に懲罰に各其の宜しきを得ざるも亦然り刑法を誤解するものありとせず歟刑罰の本質を誤り輕罪囚にして却りて重き苦痛を受け重罪囚にして却りて輕き苦痛を受くるの寄觀なきを保せず或は破廉耻罪者と過失罪者どを遇するに其の宜しきを得ず或は初犯者ど再犯者どを遇するに其の宜しきを失し或は長期刑者ど短期刑者どを遇するに其の宜しきを得ざる等あらば裁判官か腦漿を凝らして判定せし刑罰の効果は之を視るよと能はざるなり治罪法を誤解するものありとせん歟或は罪証を煙滅せしめ或は被告人の權利を害し裁判事務の障害を醸すに至るべし之に依りて之を見るに司獄官吏は應さに監獄法及び監獄洞原法關係法を研究し其の原理を誤らざるよとを務めざるべからざるや亦既に明灼なるべし

最後に司獄官吏に要するものは宗教上の思想なりとす宗教の社會に必要な今特は説明を要せず現に社會の狀勢に照して知るを得べし宗教は猶人心を支配する法律の如き歟其の外形に發顯したる行爲は法律能く之を制するを得るも其の内心に隠秘せる思想に至りては宗教の外何物か能く之を制するを得ん教育を受けたる者に對しては左まで宗教上の感化を要せずと雖其の教育なきもの即社會下層の人物に對しては法律已に其の外部を制し尙其の内部に宗教の効力を注入するの甚た功要なるを覺ゆるなり罪囚の如きは十中の八九は無教育なれば其の頑陋卑屈の精神を改良する固より尋常一様の手段を以て能くすへきにあらそ是れ教誨法の設ある所以なり然れとも淡泊無味の教誨を施行するも猶燒石に水を注ぐを一般惡を効力あらんや宗教的教誨に頼り各其の歸依する所に從ひて之を勸誘感化するを專要なりとす然るに現時我邦の宗旨は甚雜多にして而して其の信奉者に至ては未だ甚熱心ならざるもの多し罪囚の如きは表面には宗旨の別ありと雖其の心中を探れば概ね無信者とす故に其の歸依する所の宗教に依り宗教的の教誨を施行するよと難きを以て暫く姑息に從ひ一種の教誨法を採用せざる

寄書 司獄官吏に必要な資格

(五二二)

へからざるの已むを得ざるに至るなり然れども是れ亦宗旨に偏せずと云ふまでにして宗教的教誨にあらざれば不可なり宗教の監獄に密接の關係を有する夫れ此の如し司獄官吏たるもの豈之を度外に措て可ならんや宜く宗教の種類の性質等を辨知し以て其の實施を督勵し其の實効を發せしめんふとを要するなり

余か司獄官吏の資格に就きて必要なりと認むる事項は概ね上の如し余は徒に難きを司獄官吏其の人に責むるものに非ず上來説き來りたるに要項の如きは通常の人と雖甚難しとすへき所に非ず然れども之を完備するは甚易からず是れ司獄官吏養成の必要なる所以なり右手を有して左手を缺かば是れ不具なり司獄官吏にして品行端正なるも徳義の何物たるを知らず且之を實行するまどなくんは恰も不具たるを免かれず司獄官吏養成も亦難しと云ふへきなり司獄官吏たる者豈猛省せずして可ならん哉

本會記事

●入退會者姓名 自九月十六日は左の如し  
至十月十五日は左の如し

入會者之部

●京都府(京部監獄)笠松藤四郎、●長野縣(長野監獄)澤柳運平、(松本監獄)清水辰治、九十嵐澤八、齋藤信貞、川上藤三郎、●入坂府(堀川監獄)青木政生、有村熊次郎、須田椿中、菊池一學、伊集院幸八、樺木榮三、飯島半兵衛、藤尾定次郎、中山忠、井以六之助、森金次、穴澤榮次郎、大島英山村卯三次、竹村源吉、●宮崎縣(宮崎監獄)木重吉、●青森縣(青森監獄)西谷榮三郎、(弘前市大兒玉利純、種子島時用、下方彌七郎、東野重遠、赤手忠男、山口直助、古川君之助、●北海道的(札幌)南三條西三丁目(希地)小田島房次郎、●岐阜縣(岐阜監獄)青山正修、大橋彌作、平塚山吉、江口釣次郎、立川七五三八、佐々木乾三、荒井稻次、●兵庫縣(湖本監獄)三宅左忠太、洲本監獄雄飛、森藤平太郎、村上元岡、宇野男、佐藤斗米、一能仁義道、塚藤清二部、飯田謙造、宗友研太郎、森喜小泉實夫、九上正徳、(高梁監獄)細木英吾、西崎清、佐藤廣吉、田中登三郎、林野清、松本金吾、國富正榮、井上正馬、坪田英太、小林守平、米川治太郎、小令復三郎、森井健太郎、野野井、保田忠常、宇喜多智本、●東京府(監獄外)佐藤信句、(集治監)大村安之丞、●山形縣(山形監獄)長谷川儀、●栃木縣(宇都宮監獄)尾出張所)安藤鐵四郎、小如太袋、渡邊功三郎、中村龍三郎、長祖、田保田清之助、●島根縣(松江監獄)庭山安邦、小野島、岡田廣三郎、●福岡縣(小倉監獄)成廣、●瀨田引野辰司郎、大淵剛義、田住透、原田高知、山下哲次、伊藤孫九郎、中村龍三郎、長祖、田保兼之助、平田精一、遠藤繁男、木本重治、福木覺一郎、日野岩之助、木村力松、田部百之助、井山鶴次郎、青木義助、野澤康次郎、市成長太郎、原新介、加藤登一郎、玉井かね、酒井、坂井忠、堀金次郎、瀧川健之助、荒木幾郎、佐藤信太郎、松浦増太郎、高永、助、高藤宗之丞、牛尾万太郎、布野、石川縣(小松監獄)坪光正太郎、河原正名、●徳島縣(徳島監獄)星部孝太郎、●神奈川縣(八王子常置員)青木正太郎

計百三十七名

退會者之部

本會記事 入退會者姓名

(五三二)



大日本監獄協會雜誌第十八號附錄

廣告

本會雜誌第十七號の廣告「正員に限り印刷料三ヶ月支拂と承諾す」とあるは正員一人一部に限るものとす尤も第一回分御送金次第送本可致候其他は凡て前金に非れば送本仕らず候間此段御承知の上御申越有之度候也

明治二十二年十月 大日本監獄協會事務所にて

泰西監獄問答録出版取扱委員 佐野 尙

明治廿二年十月廿三日出版

發行兼編輯者 佐野 尙  
印 刷 人 寺 井 宗 平  
發行所 大日本監獄協會事務所

大日本監獄協會雜誌第拾七號中正誤

頁	行數	誤	正	頁	行數	誤	正
八	一〇九	假留間	假留監	四八	一一	加す之	加す之
一〇	一一〇	府知事	府知事	四九	一三	保、議會社	保、議會社
一四	一一一	府知事	府知事	同	同	近方に	近方の
一五	一一一	其少疵	其小疵	五二	一三	小生頃日	小生頃日
二〇	一一一	其少疵	其小疵	五二	一三	事務改正	事務改正
二二	一一九	若きは	若きは	五六	一二	此語の解い	此語の解い
二三	一一七	全賤	至賤	五七	一一	またさだか	またさだか
二四	一一七	待過上	待遇上	五九	八	ラス、チ	ラス、チ
二八	一一八	取引人	引取人	六一	五	實に	實は
三一	一一八	就業請願書	就業情願書	六一	一	まゝ	勿
三八	一一九	就業請願書	就業情願書	六二	三	八二十九	八月二十九
四一	一一九	徑返時限	徑返時限	六二	三	八二十九	八月二十九

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒ツモ

ノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ

爲スナ正則トス

第二條 總裁

一人

推薦員中ヨリ推薦ス

會長 一人

名譽會員中ヨリ推舉ス

副會長 一人

會員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人

正員中ヨリ推舉ス

調查局長 一人

正員中ヨリ推舉ス

主幹 二人

正員中ヨリ推舉ス

庶務委員 二人

正員中ヨリ推舉ス

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長

之ヲ囑托スルモノトス

議員

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公撰議員 十人

在京正員中ヨリ推舉ス

特別調査委員

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長

之ヲ囑托ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ總理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルモ

ハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

四 調査書類ノ記録

五 統計ニ關スル事

六 特別調査委員ニ關スル事

七 集會ニ關スル事

八 衛生ニ關スル事

庶務委員及ヒ調査委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノ

トス

一人 庶務及ヒ會計主任

一人 記録主任

一人 編輯主任

一人 海外通信主任

議員 會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スル

モノトス

第四條 庶務局長、調査局長、庶務委員及

ヒ調査委員ニハ報酬ヲ附與スルモノ

トス

第五條 入會ヲ申込マルル節ハ必ずハ郵

便切手或錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規

則細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノ

トス

第六條 會費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモノナ

シ

第七條 本會ニ送付スル爲替金ハ某氏宛

某郵便局ニ振込ムヘシ

明治廿一年六月廿四日改定